

# 官報

(号 外)  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔法 律〕

○国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律  
(二四)

### 〔省 令〕

○児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令(厚生労働九二)  
○再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則及び臨床研究法施行規則の一部を改正する省令(同九三)  
○生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令(同九四)

本号で公布された  
法令のあらまし

◇国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律(法律第二四号)(国会)  
1 議長、副議長及び議員の歳費の月額、国会法第三十五条の規定にかかわらず、令和三年四月三〇日までの間は、歳費月額に一〇〇分の八〇を乗じて得た額とすることとした。(附則第一七項関係)  
2 この法律は、令和二年五月一日から施行することとした。

## 法 律

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和二年四月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

### 法律第二十四号

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

議長、副議長及び議員の歳費の月額、国会法第三十五条の規定にかかわらず、令和三年四月三〇日までの間は、歳費月額に百分の八十を乗じて得た額とする。

この法律は、令和二年五月一日から施行する。

総務大臣 高市 早苗  
内閣総理大臣 安倍 晋三

## 省 令

### ○厚生労働省令第九十二号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第十九条の三第六項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百三十三号)第五十五条及び難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第九条の規定に基づき、児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令

第一条 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)の一部を次の表のように改正する。  
(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第七條の九(略)</p> <p>② 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、都道府県は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。</p> <p>一 指定医(法第十九条の三第一項に規定する指定医をいう。以下同じ。)の診断書(同項に規定する診断書をいう。第七條の十一第一項第三号、第七條の十三第一項、第七條の十六、第七條の十八及び附</p>	<p>第七條の九(略)</p> <p>② 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、都道府県は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。</p> <p>一 指定医(法第十九条の三第一項に規定する指定医をいう。以下同じ。)の診断書(同項に規定する診断書をいう。第七條の十一第一項第三号、第七條の十三第一項、第七條の十六及び第七條の十八にお</p>